

子ども連れでも安心して外出を
子育て応援ショップを
ご利用ください

ベビーチェア付きトイレ、授乳スペースなどの設備や、お子さんを連れた外出時に便利なサービスのある店舗等を、子育て応援ショップとして登録する制度を始めました。登録された店舗等にはステッカー（下記）を差し上げるほか、新宿区地域ポータルサイト「しんじゅくノート」
（<http://shinjuku.mypf.net>）で紹介していきます。

【問合せ】子ども家庭課企画係（本庁舎2階） ☎（5273）4260へ。

このステッカーが目印です

都内でも有数の自然を誇る新宿御苑で、漆黒の闇を照らすかがり火に浮かび上がる幽玄の世界。当代最高峰の演者がお届けする、日本の古典芸能をご堪能ください。

【日時】10月11日（例）午後6時15分～8時30分（5時15分開場）

【会場】新宿御苑イギリス風景式庭園（内藤町11）。入場は大木戸門のみです。夜は寒くなります。防寒対策をお願いします。

【演目・演者】▼「狂言」「清水」（和泉流）野村萬、野村万蔵ほか、▼能「紅葉狩」（観世流）梅若玄祥（六郎改）、宝生閑ほか

【入場料】S席6千500円（2千382席）、A席5千500円（770席）。全指定席（いす席）。雨天等中止の場合は全額払い戻し（最初の演目「清水」終了後に中止する場合は払い戻しはありません）

【入場券の販売】▼チケットぴあ（京王チケットサービス・伊勢

丹会館ほか） ☎0570（02）9999（24時間受け付け）・ホームページ <http://t.pia.jp/>（Pコード4051244）、▼サークルKサンクス

【主催】区観光協会・国民公園協会新宿御苑

【問合せ】区観光協会 ☎（3344）3160へ。

能「紅葉狩」

だまされないで！
架空・不当請求にご注意ください

架空・不当請求が多発しています。その手口はどんどん変化し、より巧妙になっています。若年者・高齢者に限らず、幅広い年齢の方が被害に遭っています。

今回は、よくある手口の例と被害に遭わない対処法を紹介します。お困りのときは、消費生活センターにご相談ください。

【問合せ】新宿消費生活センター（第2分庁舎分館2階） ☎（5273）3834へ。

事例1
民事訴訟通告書での架空請求

「商品代金が未納なので民事訴訟の手続きをとる」という内容の「民事訴訟通告書」が届きました。身に覚えがなかったのですが、連絡すると「お金を払えば今なら訴訟を取り下げられる」と、高額な料金を要求されました。

事例3
無料サイトから出会い系サイトに登録されてトラブルに

インターネットの無料の「占いサイト」や「懸賞サイト」を利用したら出会い系サイトに登録され、メールが届くようになりました。メールの相手から「メールを利用した分の料金は後で払う」と言われましたが、支払われないまま、利用料を請求されました。

事例2
総合情報サイトの退会未処理を理由にした架空請求

「以前登録された『情報サイト』から無料期間中に退会処理がされなかったため、登録料金・延滞金が発生した。早急に手続きするように」というメールが携帯電話に届きました。「自宅等へ回収に行く」と書いてあったので連絡をすると、利用していないのに料金を請求されました。

事例4
インターネットを見ていたら急に有料サイト画面に変わる不当請求

「無料」と表示されたサイトを見ていたのに、何かのボタンをクリックしたら、突然有料サイトの登録料金請求画面が表示されました。

事例1
民事訴訟通告書での架空請求

「商品代金が未納なので民事訴訟の手続きをとる」という内容の「民事訴訟通告書」が届きました。身に覚えがなかったのですが、連絡すると「お金を払えば今なら訴訟を取り下げられる」と、高額な料金を要求されました。

事例3
無料サイトから出会い系サイトに登録されてトラブルに

インターネットの無料の「占いサイト」や「懸賞サイト」を利用したら出会い系サイトに登録され、メールが届くようになりました。メールの相手から「メールを利用した分の料金は後で払う」と言われましたが、支払われないまま、利用料を請求されました。

相談は新宿消費生活センター相談室へ

☎（5273）3830

【所在地】新宿5―18―21、第2分庁舎分館2階

【来所相談】月～金曜日（祝日等・年末年始を除く）、午前9時～午後4時30分

【電話相談】月～金曜日（祝日等・年末年始を除く）、午前9時～午後5時

【対象】区内在住・在勤・在学の方

【費用】無料

花園神社

明治通り

靖国通り

至 新宿駅

新宿五丁目バス停

振り込め詐欺にご用心！振り込む前に相談を

詐欺の手口はさまざまで、犯人はとにかく振り込みを急がせます。慌てずに、家族にしか分からないことを質問してみましょう。おかしいと思ったら、家族や行政機関に相談するか110番してください。

■還付金詐欺

区役所・税務署・年金事務所・銀行・電力会社などの職員を装い、医療費・税金・年金・利用料金の「還付金」があるなどと、払い過ぎたお金が戻るかのように電話をかけてきます。携帯電話で指示しながらA T M（現金自動預払機）を操作させ、お金を振り込ませます。

■融資保証金詐欺

金融業者を装ってダイレクトメールや広告を出し、融資する前に保証金が必要と偽って、融資を申し込んだ人にお金を振り込ませます。

■オレオレ詐欺

家族を装って、「株取引で失敗し会社のお金を使い込んだ」「交通事故を起こして示談金が必要」などと電話をかけてきます。事前に「携帯電話の番号が変わった」と連絡してから、家族を装って電話をかけてくる手口もあります。

社債や未公開株の購入にもご注意ください

他社の社債等の販売・勧誘ができるのは、金融商品取引業者（証券会社）に限られます。また、「公募債」と異なり、幅広く投資家に「私募債」を販売・勧誘することはありません。未公開株詐欺の被害者を狙った二次的被害も発生しています。あやしいと思ったら、ご相談ください。

多重債務でお困りの方へ

多重債務は必ず解決できます。弁護士・生活福祉相談員などが相談をお受けしています。ぜひ、ご利用ください。

【相談日時】毎月第2・第4月曜日（祝日等・年末年始を除く）午後1時～4時（8月は9日（月）・23日（月））

【相談場所】区役所第1分庁舎2階区民相談室

【申込み】電話で新宿消費生活センター相談室（第2分庁舎分館2階） ☎（5273）3830へ。

多重債務でお困りの方へ

多重債務は必ず解決できます。弁護士・生活福祉相談員などが相談をお受けしています。ぜひ、ご利用ください。

【相談日時】毎月第2・第4月曜日（祝日等・年末年始を除く）午後1時～4時（8月は9日（月）・23日（月））

【相談場所】区役所第1分庁舎2階区民相談室

【申込み】電話で新宿消費生活センター相談室（第2分庁舎分館2階） ☎（5273）3830へ。